

大和市告示第19号

用語の定義の見直しに係る関係要綱の整備に関する要綱を次のように定める。

令和5年2月10日

大和市長 大 木 哲

用語の定義の見直しに係る関係要綱の整備に関する要綱

(大和市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱(平成27年大和市告示第57号)

の一部を次のように改正する。

第5条中「第2条の規定により」を「第2条第1項の規定による」に改める。

第7条第1項中「第34条8の3第1項」を「第34条の8の3第1項」に改め、同条第2項中「第34条8の3第3項」を「第34条の8の3第3項」に改める。

別表中「別表」の次に「(第8条関係)」を加える。

(大和市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱の一部改正)

第2条 大和市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱(平成23年大和市告示第196号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成9年法律第13号」を「平成9年法律第123号」に改める。

(大和市介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)実施要綱の一部改正)

第3条 大和市介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)実施要綱(平成29年大和市告示第75号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成9年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「別紙)及び」を「別紙)、」に改める。

第7条第2項中「(平成11年厚生省令第36号)」を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。